

西原町日常生活圏域ニーズ調査について

西原町では、介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者が“どのような支援を必要としている”“どの程度生活しているか”等、地域の高齢者の課題を的確に把握する調査（西原町日常生活圏域ニーズ調査）を行います。

調査の結果は、西原町の介護保険事業計画策定の資料として活用すると同時に、介護予防が必要と思われる方には、町役場及び町地域包括支援センターより介護予防教室へ案内し、健康や暮らしに役立てたいと考えています。

調査票の配布は3月頃を予定しています。地域の高齢者の情報を正確に整理するため、多くの質問項目を設けていますが、身近な質問で答えやすいものとなっていますのでご協力お願いします。

（調査方法）

1. この調査の対象者は、平成23年3月1日現在、65歳以上の方です。
2. ご家族の方がご本人の代わりに回答したり、と一緒に回答してもかまいません。
3. 「あなたの～」と尋ねている項目がいくつかあります。この場合「あなた」とは、あて名の本人をさします。本人以外の家族が回答された場合でも、あて名本人に関して回答してください。
4. 回答にあたっては質問をよくお読みいただき、該当する番号を○で囲んでください。（一部、数字での記入があります。）
5. 調査票記入後は、3つ折りで同封の返信用封筒に入れてお送りください。（切手を貼らずに投函ください。）
6. 質問などがありましたら、福祉部介護支援課までご連絡ください。
7. 介護予防が必要と思われる方には、介護予防教室の案内をさせていただきます。氏名及び住所は必ず記入してください。

※ 郵送時に確認していますが、お手元に届いた時点であて名の本人が転出や死亡の場合はご了承ください。

※ 収集した個人情報は、調査目的以外で使用しません。西原町個人情報保護条例に基づき、適切な取り扱いを行います。

お問い合わせ：福祉部介護支援課 ☎ 945-5013

Q1 介護保険事業計画って？

介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施するための計画で、必要なサービスの内容や必要量を把握して、サービス提供体制を整えることなどを定めるものです。介護保険事業計画によって、介護保険料も見直されます。この計画は3年ごとに見直すことになっています。

Q2 介護予防とは？

介護予防とは、元気な高齢者になるべく介護が必要な状態にならないように、そして介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにすることです。「自分はまだ元気だから介護予防なんて必要ない！」と思っていませんか。元気なうちから取り組んでいく必要があるのは、生活習慣病などの病気の予防も介護予防も同じことです。

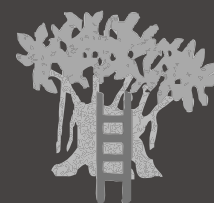
Q3 介護予防教室では、どんなことをするの？

西原町では「いいあんべー家」で「西原町貯筋クラブ」という教室を実施しています。「西原町貯筋クラブ」では、身体機能などの低下があると判断された方を対象として、自宅でできる運動を中心に、口の体操や歯科衛生・栄養・認知症予防についての講話などを行っています。身体機能などの低下がないと判断された方についても、「がんじゅう教室」や「フィットネス教室」を開催しています。詳しくは「いいあんべー家」までお問い合わせください。（いいあんべー家 ☎：946-1734）

要予約 事前にお問い合わせ下さい！

自然共生型アドベンチャースポーツ&パーク

フォレストアドベンチャー



FOREST ADVENTURE IN ONNA

沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1525 TEL (098) 963-0088 FAX (098) 963-0087

(予約・問合せ) yoyaku@forest-adventure-onna.jp

(URL) http://www.forest-adventure-onna.jp

事業主  福山商事株式会社

要介護認定者の
みなさまへ

「障害者控除対象者認定書」・ 「おむつ代医療費控除の確認証明書」の 交付について

◆要介護認定者の障害者控除

要介護認定を受けている65歳以上の方で、一定の基準に該当している場合は、確定申告で障害者控除の対象となることがあります。その場合、申告の際に「障害者控除対象者認定書」が必要になります。

【証明基準】

65歳以上の方で要介護認定を受けており、主治医意見書の特記事項（日常生活自立度がランク A 以上若しくは認知症高齢者日常生活自立度がランク II 以上のどちらかの項目）が該当していること。

◆要介護認定者のおむつ代の医療費控除

要介護認定を受けている65歳以上の寝たきりの方などでおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、町が発行する「おむつ代医療費控除の確認証明書」で控除が受けられます（1年目は医師の証明書が必要になります）。

【証明基準】

65歳以上の方で要介護認定を受けており、主治医意見書に「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」の記載が、B 以上かつ「尿失禁の発生の可能性」が「あり」と記載されていること。

《申請方法》

「障害者控除対象者認定書」「おむつ代医療費控除の確認証明書」が必要な方は、福祉部介護支援課介護支援係で申請してください。なお、証明書の発行には多少時間がかかりますので、時間に余裕を持ってお越しください。また、証明書等が即日発行できない場合もありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ】 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎ 945-5013（内線196）

防ごう！高齢者虐待

高齢者虐待は特殊な家庭で起こる問題に思えますが、どこの家庭においても起こりうる身近な問題です。高齢者虐待が起こる背景には、介護の負担からくるものや、高齢者本人のために行っていることでも結果的に虐待を引き起こしている場合があり、高齢者本人・家族ともに「虐待を受けている」、「虐待をしている」という自覚がないこともあります。



●高齢者虐待とは

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待の内容を大きく5つに区分しています。

- 身体的虐待 高齢者の体にけがをさせるなど身体的な苦痛を与えること。
- 心理的虐待 叱りつける、無視する、恥をかかせる、嫌がらせなど精神的な苦痛を与えること。
- 経済的虐待 本人の同意なく財産・金銭を使う、理由なく本人に、金銭の使用を制限すること。
- 放棄・放任 必要な身の回りの世話や介護を行わず高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること。
- 性的虐待 高齢者に対し、わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

●お気軽に相談を

「虐待を受けている」「虐待されているのを見た」「介護に行き詰っている」などで困っている方は西原町地域包括支援センターまたは福祉部介護支援課にご相談ください。

【お問い合わせ・相談窓口】

西原町地域包括支援センター ☎882-0117／福祉部介護支援課 ☎945-5013